

有楽町朝日ホール利用規定

(お申し込みの前に必ずお読みください)

有楽町朝日ホール(以下「当ホール」)の利用をご希望の方は、本利用規定をあらかじめご了解の上、以下の通りお申し込みください。宗教的、政治的活動、債権者会議、ネズミ講、マルチ商法その他これに類する商取引に関する活動、暴力団および反社会的団体、その他、当ホールが不適当と認める催しのための利用は、お断りいたします。

<申し込みの流れ>

- ご利用希望日の1年前の同月1日から受け付けます。お電話またはご来館いただき、ご利用希望日の予約状況をご確認ください。その際に所定の利用企画書用紙をお渡しますので(お電話の方には郵送いたします)。必要事項をご記入の上1週間以内に当ホール事務室までご提出ください。初めて当ホールをご利用の場合は、主催者・運営業者及び申込者の会社概要または団体案内などを併せてご提出ください。なお、連続でご利用の場合は6日間以内に限ります。申し込み受付時間は午前10時から午後6時までです。ご利用希望日の2カ月前で申し込みを締め切ります。
- 利用企画書の受領後、当ホールでご利用の可否を決定して連絡いたします。当ホールより応諾の連絡を差し上げた日から1週間以内(利用日が迫っている場合はこの限りではなく、速やかに)に利用可否を決定してお知らせください。ご利用決定のお知らせをいただき次第、利用申込(契約)書用紙をお送りしますので、10日以内に必要事項をご記入の上ご提出ください。提出が遅れますと、ご利用できない場合があります。
- 当ホールが利用申込(契約)書を受領確認した時点で利用契約の成立となります。受領確認後、契約金(基本利用料の50%)ご利用日まで90日を切っている場合には、契約金は基本利用料の全額となります)の請求書をお送りしますので、請求書記載の期日までに基本利用料(契約金)を指定口座へお振り込みください。期日までにお振り込みがない場合は、解約扱いとし、下記記載の解約料を申し受けます。
- 基本利用料の残りの50%はご利用日の3カ月前までに必ずお振り込みください。期日までにお振り込みがない場合は、解約扱いとし、申し込みは無効となります。
- 契約成立後であっても、本利用規定に反し、または反する恐れがあるなど、当ホールが不適当と認める状況が生じた場合には、当ホールの裁量により、契約を取り消しまたは解除することができます。この場合、既に受領済みの基本利用料はお返しいたしません。
- 付帯設備利用料(舞台・照明・音響・映写人件費など)は当ホール利用後に請求書をお送りしますので、所定の期日までにお振り込みください。
- 基本利用料・付帯設備利用料とも銀行振込でお願いします。振込手数料はご利用者側でご負担ください。

<利用時間及び料金>

- ご利用区分の時間及び利用料は下表(パンフレット・HPも併せてご参照ください)の通りです。
- ご利用時間には、会場の準備(機材などの搬入、舞台・照明のセット、音合わせなどの仕込み時間)、リハーサル並びにお客様の入退場、後片付け・搬出に関する時間も含みます。
- 夜間区分のみのご利用は、試写会(映写のみ)と翌日の催事の仕込みに限ります。

有楽町朝日ホール基本利用料 (消費税10%込み)

区分	午前・午後 9:00~16:30	午後・夜間 13:00~21:00	夜間 17:30~21:00	全日 9:00~21:00
平日	357,500円	543,400円	326,700円	660,000円
土・日・祝日	424,600円	620,400円	363,000円	718,300円

*利用区分の考え方=午前・午後・午後・夜間は2区分、夜間は1区分、全日は3区分となります。

<解約及び変更>

解約及び変更を希望される場合は電話連絡後、文書で早めにご連絡ください。契約後の解約及び変更は解約料を次の基準で申し受けます。なお解約の時点では当ホールが既に負担をしている実費がある場合は、別途請求させていただきます。

- ご利用日の91日以前……基本利用料の50%
- ご利用日の90日以内……基本利用料の全額
- DCP上映でインジェスト後に利用を中止した場合は、インジェスト作業にかかった人件費などの費用を解約料とは別に申し受けます。

<契約の取り消し>

次の場合は利用契約を取り消し、利用を中止させていただきます。その際の損害は一切負いません。基本利用料はお返しいたしません。

- 利用企画書ならびに利用申込(契約)書に記載した利用目的や本利用規定に反したとき、また、必要事項の記入がないとき。その他虚偽の記載があつたとき。
- 利用の権利を譲渡したり転貸したりしたとき。
- 当ホール及び付属の施設に混乱または危険が予想されるとき。
- その他管理・運営上、支障を生じるなど当ホールが不適当と認めたとき。
- 関係機関への必要な届出を怠ったとき。
- 主催者・催事関係者が暴力団・暴力団関係者、反社会的団体及びその関係者であることが判明したとき(催告なく契約を解除します)。

<不可抗力による変更など>

ご利用者の責によらない不測の事故、災害などのために利用が困難になった場合は、以下の通りとします。

- ご希望により可能な限り開催日変更の取り扱いはいたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。
- 基本利用料は原則としてお返しいたしません。

<関係機関への届け出>

ホール利用が許可された場合の関係官庁などへの諸届け出についての必要な手続きをご利用者の責任において行ってください。届け出不備により開催が不可能になても、当ホールは責任を負いません。許可された届け出のコピーを1部ご提出ください。なお、下記に定める各号の手続きは、ご利用に必要なすべての手続きを網羅するものではありません。

- 催し物の開催届・禁止行為の解除承認申請書、基準の特例等適用申請書などを丸の内消防署有楽町出張所 03(3213)0119
- 集会許可申請書
- 丸の内警察署 03(3213)0110
- 楽曲使用の場合
- 日本音楽著作権協会(東京イベント・コンサート支部)03(5157)1162
- 試飲・試食居など
- 千代田保健所 03(5211)8161
- その他必要な手続き・届け出

<利用前の打ち合わせ>

- 催し物を円滑に進行させるため、ご利用日の2週間前までに、舞台・照明・音響、受付方法、持込機器・道具及び搬入・搬出などについて、当ホールにお越しいただき具体的な手順について打ち合わせを行ってください。オペレーターなどの手配に備え、打ち合わせの期日を厳守してください。
- 必ず仕込みの時間(リハーサルを除く)を1時間以上確保していただきますようお願いします。
- レイアウトについては、消防法によりご希望に沿えない場合がありますので、お早めにご相談ください。なお、当ホール内外に持ち込み機材などで組み立てる構造物が必要な催しは、原則としてお断りします。
- 打ち合わせの際に進行スケジュール、プログラム、台本及び入場券(見本)、その他当ホールがご提出をお願いする資料などをご持参ください。

<皇室関係者及び要人などが出席される場合>

警備・消防との打ち合わせが必要になりますので、申し込み時、または利用日の1カ月前までに当ホールまでご連絡ください。また、警備・その他の費用を負担していただくことがあります。

<利用当日>

- ご利用責任者は、当ホール到着後すぐにホール事務室へお越しください。
- 開場前及び開場後の観客などの整理誘導、受付・案内、携帯品の預かりと管理、出演関係者などへの対応は、主催者側の責任で行ってください。盗難、紛失などに関して当ホールでは一切の責任を負いません。
- 消防法上、入場者の定員は厳守してください。当ホール収容員数(A舞台で最大652席、B舞台で最大772席)以上の席の追加や立ち見はできません。
- 当ホール利用中に発生した人的・物的損害についての賠償は主催者側でご負担願います。当ホールでは一切の責任を負いません。
- 施設の利用状況を把握するため、適宜、施設内を巡回する他の方法によりモニターすることがあります。また、当ホールが必要と判断した場合には、何ら断りなしに施設内の様子を録音・録画する他の方法により記録させていただく場合があります。
- 前項により利用申し込み時の申請と異なる利用がなされているなど、不適切な状況が認められた場合、当ホールは自己の裁量により、直ちに施設の返却及び原状回復を求めることができるものとし、次回以降のご利用をお断りさせていただることがあります。また、既に次回以降のご利用申し込みがなされている場合であっても、当ホールの裁量によりこれを解除することができるものとします。

<利用時間の厳守>

利用時間の変更または延長は原則としてできません。やむを得ず延長が必要な場合は、別途延長料及びそれに伴う時間外人件費を申し受けます。ただしその後の催しに支障がないと認めた場合に限ります。

<利用終了時>

- 当ホール側の立ち会いの上で原状に戻し、器具をお引き渡してください。
- ご利用に当建物、諸設備及び器具を破損、または紛失された場合には、再調達に要する実費で補償していただきます。

<施設利用上のお願い>

- 当ホールは全館禁煙です。舞台上・客席での飲食とロビー・控室での飲酒は、お断りします。来場者などへの周知徹底をお願いします。
- ロビーで試飲・試食を行う場合は、千代田保健所に書類の提出が必要になります(品目によってはホールの判断でお断りすることもあります)。調理器具の持ち込み・調理行為、飲食の営業はできません。
- 舞台・客席及びロビーで火気、スマーケット、ドライアイスなどはお使いいただけません。当ホール内の危険物、その他瓶・缶類の持ち込みも固くお断りします。
- 建物に振動が伝わる舞台上での演出や観客のスタンディング・足踏みなどの行為は固くお断りします。
- 看板、案内板、ポスター類の掲示は当ホールの指示に従い、指定の場所以外はご遠慮ください。扉、柱、壁などへの張り紙、くぎ、びょう打ちなどは禁止します。看板、案内板の掲示はご利用当日に限ります。催しが終わ次第、主催者の責任で撤去してください。
- 当ホール内外での入場券、プログラム以外の物品の販売及び寄付や募金などはあらかじめ当ホールの承認を得てください。
- ショッピングカートやベビーカーの当ホール客席内への持ち込み、盲導犬、聴導犬、介助犬以外の動物は施設への入場をお断りします。

<その他>

- 撮影、録音・録画は当ホールの事前承認を得てください。なお、番組制作などで前述の行為をなす場合は、別に定める料金をお納めください。
- 火災その他の災害に備え、非常口・消火設備などの周りには物を置かないでください。また万一の場合における緊急避難の措置、誘導方法についてはあらかじめ当ホールにご確認の上、備えてください。
- 当ホール専用の駐車場はありません。ビル地下駐車場を有料で利用できます。搬入・搬出などでの駐車場が必要な場合は、あらかじめホール事務室にご連絡ください。
- 基本利用料、付帯設備利用料、解約料、その他お客様が当ホールに対して負担しなくてはならない債務が当ホールの指定した期日までに履行されなかつた場合、当ホールはその金額に対して年14.7%の割合で算定した遅延金(日割り計算による)のお支払いを申し受けることができます。

* 本利用規定は2022年1月現在のものです。予告なく変更する場合がございます。